



2019年度 第5回 たまさきゼミナール

有名裁判例に学ぶ労務管理のポイント ～第1弾 労働時間編～

こんな会社様におすすめ!

- ✓ 今まで判例なんてあまり見たことない
- ✓ 労務管理のポイントを学びたい
- ✓ 法律知識を実務に活かしたい
- ✓ 短時間でサクッと教えて欲しい
- ✓ ラフな雰囲気勉強したい

「判例」とは、裁判において具体的事件における裁判所が示した法律的判断のことをいいます。

判例はそのときどきの傾向や、裁判官の特性などにも左右されますが、やはり先例として重要な役割を持つと思われます。判例を学ぶことにより、単に「法律を知っている」だけでなく、労務管理の実務にどう活かすかが見えてきます。

「判例に学ぶシリーズ」第1弾の今回は、労働時間や残業のとらえ方などに関する有名事件を取り上げ、裁判所が何をどのように解釈・判断したのかを考えてみます。

ゼミナール内容

- ◆M社事件
 - ・労働時間に該当する行為、しない行為
- ◆G社事件
 - ・残業の根拠
- ◆N社事件
 - ・固定残業代の正当性 ほか



たまさき社労士事務所

日時 : 令和 元年 9月27日 (金) 14:00~15:30
場所 : たまさき社労士事務所 ミーティングスペース
住所 : 広島市中区寺町5-27 パークヒルズ城南2F
費用 : 顧問先様2名様まで無料 (左記以外: 1,000円税込み)

たまさきゼミナールとは・・・

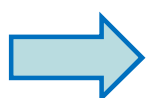
たまさき社労士事務所が顧問先様へ労務管理お役立ち情報をご提供する顧問先企業様向けの勉強会です。

お問合せは・・・ たまさき社労士事務所 TEL 082-275-4770 まで

御社名

お名前

メールアドレス



このまま 082-275-4780 へFAXしてください!